

番号：151036

国名：タイ

担当：産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ第一チーム

案件名：(科学技術協力)非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術終了時評価調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年1月上旬から2016年月3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.47M/M、合計 1.22M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
8日	14日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月16日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	タイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は

- 本件への参加を認めない。
(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

タイ政府は、1992年にUNFCCC（国連気候変動枠組条約）に署名し、「気候変動国家戦略」（2008～12年）や第11次国家社会経済開発計画（2012～16年）を通じ、代替エネルギー促進など低炭素社会への移行を目指している。

こうしたタイ政府の方針のもと、エネルギー省が2008年10月に2008～2022年までの長期計画として「代替エネルギー開発計画15ヵ年」を発表し、この中でバイオマスの利用促進を掲げている。同計画において、バイオ燃料、特にバイオディーゼルのポテンシャルが1日当たり4.2百万リットルあるのに対し、2008年時点の利用量は1.56百万リットルに止まっており、2012～16年には3.64百万リットルへ増産することが目指された。

タイにおけるバイオ燃料研究の歴史は古く、1970年頃からプミポン国王が王室プロジェクトの一部として、バイオエタノール、バイオディーゼル開発に取り組んできている。現在はパームなど食糧系バイオマスが主流な原料となっているが、食糧を燃料に転換することによる食糧問題を回避する方法の検討が求められていた。かかる状況下、非食糧系バイオ燃料開発のメカニズムの解明及び本燃料に係る試験標準化のニーズが高まり、非食糧系バイオ燃料の有望な選択肢としてジャトロファ油ならびに余剰農業廃産物があげられたが、ジャトロファには毒性物質（発ガン誘発性のあるホルポールエステルなど）が含まれており、バイオ燃料として活用するためには毒性物質の除去が必要であった。加えて、輸送燃料としての実用化に向けては品質向上のための基盤技術の構築が不可欠となっており、技術的な課題を克服する必要があった。

このような背景の下、タイ国政府は、非食糧系バイオ燃料開発に係る基盤技術構築を目的とし「非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術（以下、本プロジェクト）」を、地球規模課題対応国際科学技術協力案件として要請した。これを受けJICAは2009年9月に詳細計画策定調査を実施し、2010年2月に技術協力プロジェクトの合意文書(R/D)を締結した。本プロジェクトは、国家科学技術開発庁、タイ科学技術研究所、キングモンクット大学をカウンターパート(C/P)機関として、2010年5月より2016年3月までの6年間の予定で実施されており、本プロジェクトの実施を委託した1名の長期専門家を派遣するとともに、7名の短期専門家を随時派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2016年3月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年1月上旬～1月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（本邦委託機関、プロジェクト専門家、C/P 機関、その他タイ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（和文・英文）を作成し JICA へ提出する。
- ④本件実施委託された国立研究開発法人産業技術総合研究所へのインタビューを、質問票（和文）に基づき実施する。

⑤対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2016年1月下旬～2月中旬)

- ①JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③事前に配布された質問票を回収、整理するとともに、タイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づきプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト投入実績及び成果への貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びタイ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥調査結果や他団員及びタイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA タイ事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年2月中旬～3月上旬)

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ②帰国報告会に出席する。
- ③終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- (1) 評価報告書（英文）
- (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- (3) 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。（見積に計上してください。）
航空便経路：羽田または成田—バンコク直行

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年1月31日～2016年2月13日を予定しています。
本業務従事者は、JICAの調査団員に約7日先行して現地調査の開始を予定しています。

②便宜供与内容

JICAタイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

先方が英語を使用しない場合は、英語⇄タイ語の通訳を提供する

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び訪問先へのアポとり

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第一チーム（TEL:03-5226-8092）にて貸与します。

・「タイ国非食糧系バイオマスの輸送用燃料化基盤技術」事業進捗報告書（2015年上半期）

②本業務に関する以下の資料が、JICAウェブサイトで公開されています。

・プロジェクト事前評価

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_0900348_1_s.pdf

・中間レビュー報告書

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_0900348_2_s.pdf

(3) その他

①

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上